

(総括表)

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
法	1-1 内部管理業務	C - c	・事業の実施主体が実施することが適当である。	【全国知事会】国に残す。	—	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、法務局については、「現行の組織を残す。」とされた。
法	1-2 同上（地方移譲に係るもの）			【全国知事会】地方移管。		
法	2 総合法律支援に関する事務 ・日本司法支援センター地方事務所及びその関係機関・団体相互の連携強化に関する事務 ・日本司法支援センターに対する立入検査等	C - c	・本来国が行うべき司法に関する事務である。	【全国知事会】国に残す。	—	
法	3 国の利害に関係のある争訟に関する事務 ・民事に関する争訟に関する事務 ・行政に関する争訟に関する事務	C - c	・国の利害に関係のある争訟について国の立場から取り扱う事務であり、正に国が直接行う事務にほかならない。	—	—	
法	4 公証に関する事務 ・公証人の指導監督等	C - c	・公証人の事務は、裁判に匹敵する位置付けをされているものであり、公証人の監督は、法令に精通した法務省の職員以外の者が十全に行うことは極めて困難である。	【全国知事会】地方移管。ただし、登記等の事務の移管先は市町村が想定されることから、最終的には市町村の意見に留意する必要がある。	【日本公証人連合会】地方移管には反対。	
法	5 市町村が実施する戸籍事務に関する助言、勧告、指示等	C - c	・市区町村長の職権による誤記等の修正件数が年間約17万件にも上る現実を考慮すると、法務局によるサポートを継続・充実する必要がある。	【全国市長会】組織のスリム化・統合をした上で、市町村（広域連携を含む。）に移譲するという意見と、引き続き国において実施すべきという意見があることから、今後更なる検討が必要。ただし、指定都市は実施することが可能。	—	
法	6 国籍に関する事務 ・帰化に関する事務 ・届出による国籍取得に関する事務 ・国籍離脱に関する事務 等	C - c	・国の構成員である資格は、国が決定するものである。 ・全国統一した運用が必要であるところ、国が判断の基準を整理しても、実務において機能する処理基準にはならない。	【全国町村会】「市町村単位での処理となった場合、管轄範囲の縮小により、総体的に従来よりもコスト増が見込まれる。」といった慎重意見や、「全国統一的な処理が整然と行わなければならないが、それを担うのは国ではなく都道府県でもよい。」というような意見があることから、今後更なる検討が必要。	—	
法	7 各種供託事務 ・弁済供託 ・執行供託 等	C - c	・全国統一した運用が必要であるところ、国が判断の基準を整理しても、実務において機能する処理基準にはならない。 ・拠点の分散により、人件費及びシステム経費が増加する。	【日本司法書士会連合会】地方移管には反対。	—	
法	8 各種登記事務 ・不動産登記 ・商業・法人登記 等	C - c (ただし、登記事項証明書等の交付事務については、C - a)	—	【日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会】地方移管には反対。	—	
法	9 司法書士に対する監督、司法書士会の会則の認可に関する事務等	C - c	・司法書士及び土地家屋調査士の業務の中心は登記に関するものであることから、登記事務の実施主体が、司法書士及び土地家屋調査士を監督することが適当である。	【日本司法書士会連合会】地方移管には反対。	—	
法	10 土地家屋調査士に対する監督、土地家屋調査士会の会則の認可に関する事務等	C - c	—	【日本土地家屋調査士会連合会】地方移管には反対。	—	

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
法	11 司法書士試験の実施	C - a	・市場化テストの実施による民間委託を検討しているが、市場化テストを実施しても、市場化テストの趣旨である「経費の削減」にはつながらないなど、市場化テストの実施に当たっては、解決すべき課題がある。	【全国知事会】 廃止・民営化等	—	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、「市場化テストの実施を検討する。」とされた。
法	12 土地家屋調査士試験の実施	C - a			—	
法	13 人権擁護に関する事務	C - c (ただし、人権啓発活動地方委託事業のうち地方自治体において、その地域の独自性を活かして実施される講演会開催、資料作成、放送(テレビ・インターネット)、新聞広報、地域総合情報誌掲載、地域指導者研修会開催の各委託事業については、A - a)	・国民の人権を擁護することは憲法上の要請であり、国が人権擁護を行うことは国際的要請でもある。地方自治体とは連携協力し、実施すべきものであって、相互に排斥し合うものではない。	【全国知事会】 地方移管。ただし、登記等の事務の移管先は市町村が想定されることから、最終的には市町村の意見に留意する必要がある。 【全国市長会】 組織のスリム化・統合をした上で、市町村(広域連携を含む。)に移譲するという意見と、引き続き国において実施すべきという意見があることから、今後更なる検討が必要。ただし、指定都市は実施することが可能。 【全国町村会】 「市町村単位での処理となった場合、管轄範囲の縮小により、総体的に従来よりもコスト増が見込まれる。」といった慎重意見や、「全国統一的な処理が整然と行わなければならないが、それを担うのは国ではなく都道府県でもよい。」というような意見があることから、今後更なる検討が必要。	—	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、法務局については、「現行の組織を残す。」とされた。